

# 「教員活動進捗・報告システム」における情報公開の基本的考え方について

平成17年 9月16日 大学評価委員会承認

平成29年12月19日 一部改正

## 1. 「教員活動進捗・報告システム」の基本的特徴

### (1) 前身である「教員の研究教育活動報告書データベース」の目的

平成10年9月に構築された「教員の研究教育活動報告書データベース」は次の2点を目的としていた。

- ①九州大学の教育・研究・社会連携・国際貢献の各分野における自己点検・評価に役立てる。
- ②九州大学に対する社会の理解と支援を促進し、大学と社会の交流や連携を深めるために、大学の教育・研究・社会連携・国際貢献の各分野における諸活動の実態を広く社会に公表する。

### (2) 「大学評価情報システム」への発展

国立大学の法人化への本格的な動きに伴い、大学評価の比重がさらに増大し、社会との連携の必要性がますます強くなった。この状況に対応するために、既存の「教員の研究教育活動報告書データベース」を飛躍的に発展させることをめざして、平成14年2月、あらたに「大学評価情報システム」の構築が開始された。

こうした経緯と趣旨を踏まえ、「大学評価情報システム」の基本目的は次の4点とされた。

- ①大学の運営方針や将来計画の策定に役立てる。
- ②自己点検・評価および第三者評価への機能的な対応に役立てる。
- ③大学の教育研究活動の状況や情報の公開による教育・研究・社会連携・国際交流の推進に役立てる
- ④教育研究活動等に関する調査・検討のための基礎的データの蓄積に役立てる

### (3) 情報の公開や社会への働きかけという観点から見た「教員活動進捗・報告システム」の位置づけ

大学から発信すべきと考えられる情報は、多岐にわたっている。たとえば、次のようなものが考えられる。

- ①教育・研究・社会連携・国際貢献の各分野における教員の活動の現況と成果
- ②教育・研究・社会連携・国際貢献の各分野における部局や部門・専攻等の組織的活動の現況と成果
- ③教育・研究・社会連携・国際貢献の各分野における教員および組織の諸活動を支えている大学全体の制度や資源の現況

「教員活動進捗・報告システム」は、教員個人のデータの集積であるという基本構造をなしている。このため、情報の公開や社会への働きかけという目的に関して、当該システムはおのずから制約を持っている。情報公開と社会への働きかけを積極的に進めるためには、並行して、当該システムに集積していない情報について別の方法で収集し公開する方策を図る必要がある。

## 2. 「教員活動進捗・報告システム」に集積された情報を公開する際の基本原則

「教員活動進捗・報告システム」に集積された情報のうち、前身の「教員の研究教育活動報告書データベース」において公開されていた項目については、データの承継後も引き続き公開されている。今後、公開項目を拡充するにあたっては、情報の公開や社会への積極的働きかけに関する九州大学の基本姿勢を前提として、上記1に示した本システムの特徴をふまえながら、公開の基本原則を定める必要がある。この見地から、以下のことを基本原則とする。

- (1) 教育憲章と学術憲章は、本学における諸取組の根本規範であり、その理念の実現を諸取組の基本的目的とする。
- (2) 情報の公開により社会に対する説明責任を果たすことで大学に対する社会の理解と支援を確保すること、および、情報の公開を介して社会に積極的に働きかけ社会との連携・協力を促進することは、上記の根本規範が要請するところであり、また、本学の理念の実現のために必要である。
- (3) 個人情報保護や大学および大学構成員の知的財産権等の保護に十分に留意しつつ、大学に関連する情報全般を最大限公開することによって社会との連携・協力を促進することは、大学の責務であり、大学のさらなる活性化のために必要である。
- (4) 「教員活動進捗・報告システム」に集積された情報の公開は、こうした必要に応えるための多様な方策の一つとして位置づけられる。したがって、教員の諸活動を集積した本システムの情報は、中期計画の進行状況、自己点検・評価や第三者評価等の評価結果、財務諸表等、大学の多様な諸活動に関する情報とともに、積極的に公開する。
- (5) 「教員活動進捗・報告システム」の情報公開については、他の情報公開とともに、公開する項目の選択や拡充等に関して、学内外の状況変化に柔軟に対応し、不断に改善を図る。

## 3. データの公開

- (1) 上記2の基本原則に基づき、以下の方法により公開する。
- (2) 公開等の具体的分類は、次のとおりとする。  
「公開」 ————— 入力データを全て公開  
「選択による公開」 ——— 各教員の判断で、公開・非公開を選択
- (3) 教員の氏名・所属については、在籍後、直ちに公開する。
- (4) 指導学生関係の項目は、個人情報保護の観点から非公開とする。

## 4. 公開の時期

- (1) 教員の氏名・所属については、平成17年10月から実施する。
- (2) その他の項目については、教員への周知及び入力内容の整理期間の確保等を考慮し、平成18年1月以降の時期とする。